



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課) ……二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……三

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課) ……五
- 土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧……………(都市整備局市街地整備部管理課) ……五
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一五件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……五

告示

●東京都告示第十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千六十五

号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十日

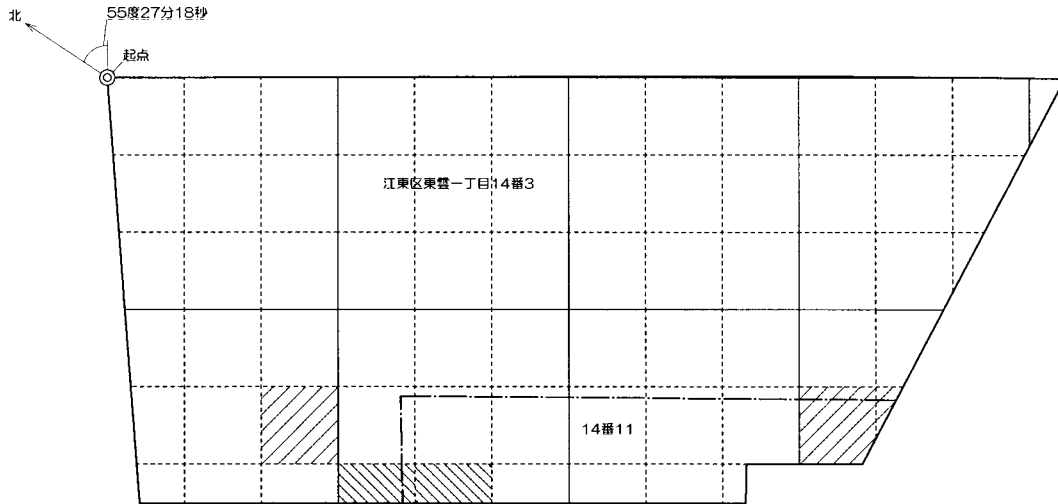
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区東雲一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
 起点は、江東区東雲一丁目14番3の最北端とする。

【格子の回転角度（55度27分18秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1065号により指定した区域)

●東京都告示第二十号

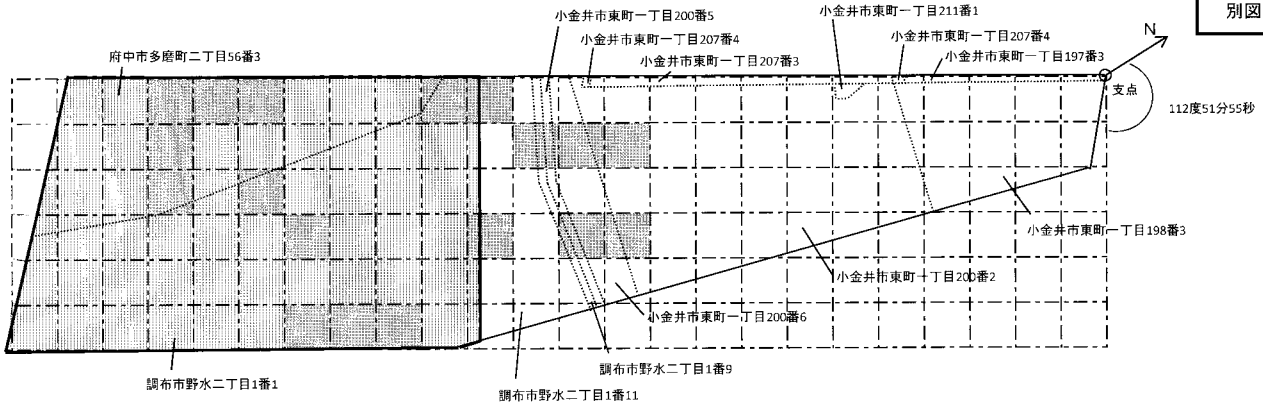
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（調布市野水二丁目及び府中市多磨町二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域(この告示で指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域(平成24年東京都告示第907号により指定した区域)

【支点】

支点は、敷地境界(小金井市東町一丁目197番3)の最北端とする。

【格子の回転角度(112度51分55秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十日

東京都知事 小池百合子

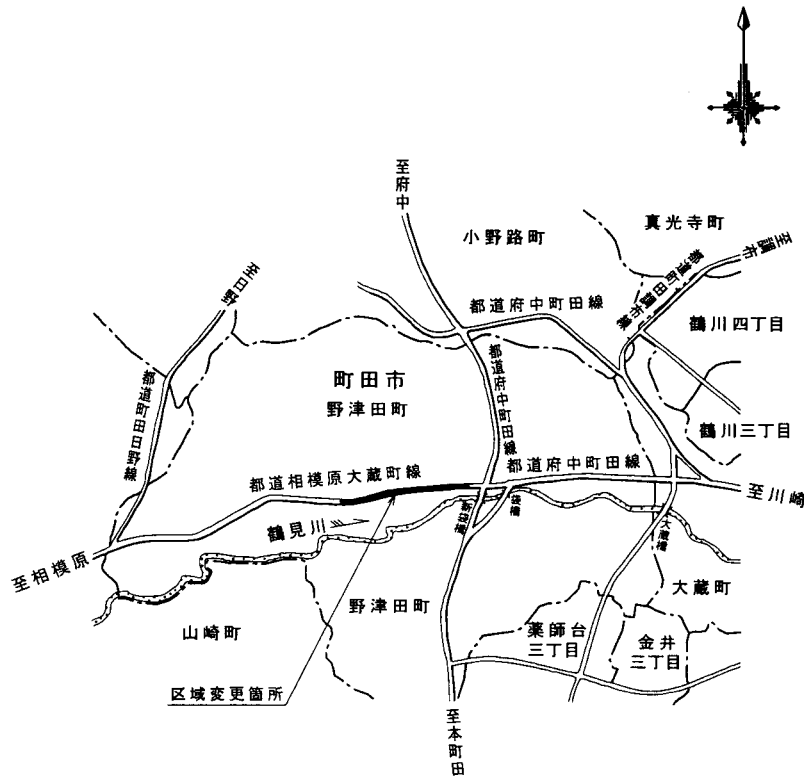
一 路線名 相模原大蔵町

二 変更の区間 町田市野津田町字関ノ上四百九十八番一
地先から同所字中村八百三番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

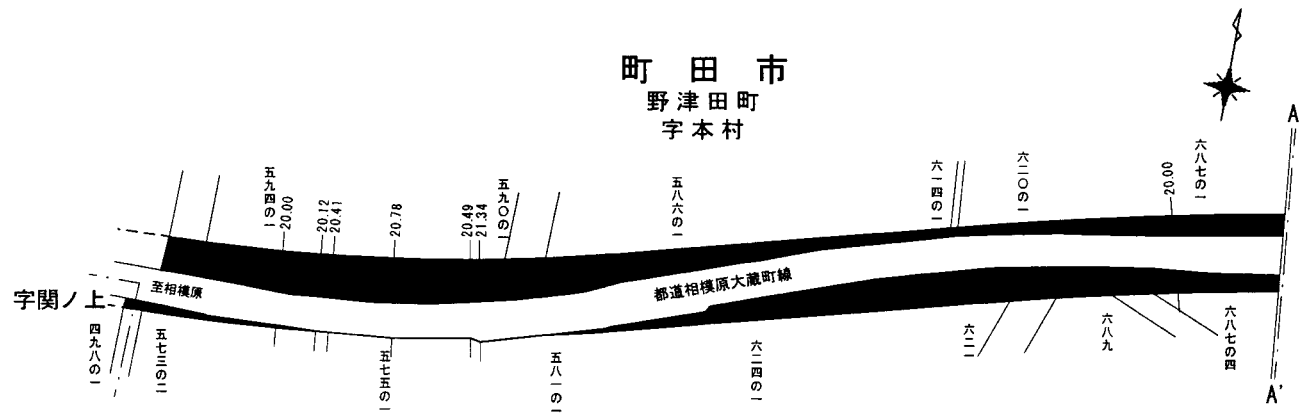
別図

都道相模原大蔵町線区域変更略図
町田市野津田町地内

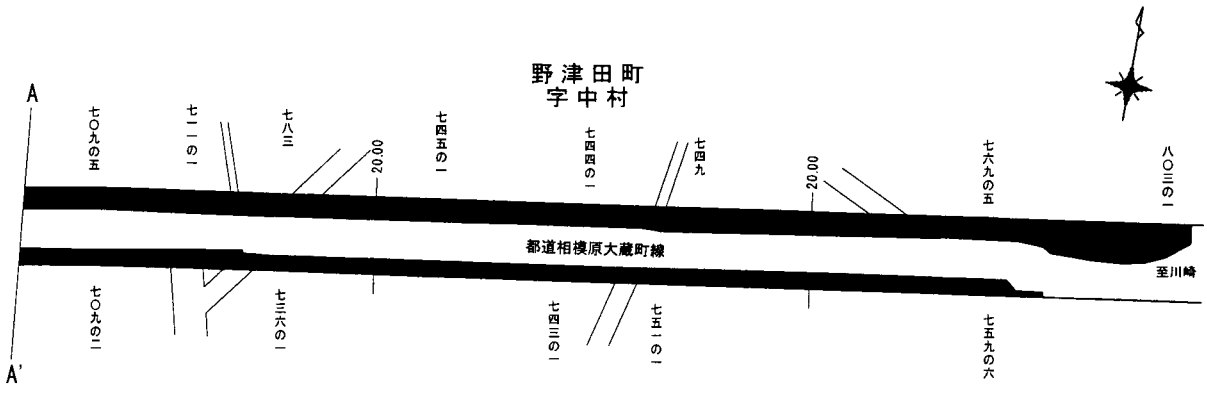


編入区域
延長
面積
六、〇八三・八一平方メートル
五九九・〇六メートル

町田市
野津田町
字本村



野津田町
字中村



公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日
株式会社 大西 和文 江戸川区松島三丁 平成二十九年
大西石油 目四十二番十五号 十一月三十日
店

土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十八條第一項の規定による東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会委員の選挙期日を、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九條の規定により、平成三十年四月十五日と定めた。

なお、この選挙について同令第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 平成三十年二月十四日から同月二十七日まで（日曜日及び土曜日を含む。）

二 縦覧場所 中央区勝どき一丁目七番三号
東京都第一市街地整備事務所
三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年一月十日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名
三鷹市野崎三丁目三百六十六番三十 東大和市蔵敷三丁目八百五十五番地の一
株式会社大慈興業 代表取締役 大慈禎之輔
三鷹市野崎三丁目三百六十六番一 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に（一）氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあっては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十年一月十日

東京都知事 小 池 百合子

とする者は、意見の内容を記載した書面に（一）氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあっては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

- 一 店舗名 豊洲ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 江東区豊洲三丁目四番八号
- 三 設置者名 株式会社LIXILピバ
- 四 設置者住所 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社LIXILピバほか十三名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社LIXILピバほか十五名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社文化堂ほか二名
- 八 変更前の小売業者の代表者名 花岡 秀政（株式会社文化堂）ほか
- 九 変更後の小売業者の代表者名 山本 敏介（株式会社文化堂）ほか
- 十 変更日 平成二十九年四月一日ほか
- 十一 届出日 平成二十九年十二月七日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十三 縦覧期間 平成三十年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日

十四 縦覧時間
 に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
 大島6丁目団地8号棟
 二 店舗所在地
 江東区大島六丁目一番八一〇一
 号

三 設置者名
 独立行政法人都市再生機構
 四 設置者住所
 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一

五 変更前の設置者の代表者名
 上西 郁夫

六 変更後の設置者の代表者名
 中島 正弘

七 変更日
 平成二十八年七月十五日
 八 届出日
 平成二十九年十二月十三日

九 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
 平成三十年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 十一 縦覧時間
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年一月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。
 平成三十年一月十日

一 店舗名
 東京都知事 小 池 百合子
 豊洲ショッピングセンター

二 店舗所在地
 江東区豊洲三丁目四番八号

三 設置者名
 株式会社LIXILピバ

四 設置者住所
 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数
 店舗内ほか 八百三十五台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数
 店舗内ほか 四百七十二台

七 変更日
 平成三十年八月八日

八 届出日
 平成二十九年十二月七日

九 縦覧場所
 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間
 平成三十年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間
 例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
 大島6丁目団地8号棟
 二 店舗所在地
 江東区大島六丁目一番八一〇一
 号

三 設置者名
 独立行政法人都市再生機構
 四 設置者住所
 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数
 隔地 十一台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数
 隔地 二台

七 変更前の駐車場の位置及び収容台数
 店舗北側ほか 七十六台

八 変更後の駐車場の位置及び収容台数
 店舗北側ほか 七十六台

九 変更前の開店時刻
 午前九時。ただし、年間六十日に限り午前八時三十分

十 変更後の開店時刻
 午前七時

十一 変更前の来客が駐車場を利用することができる
 午前九時から午後十一時まで。ただし、年間六十日に限り午前八時三十分から午後十一時まで

十二 変更後の来客が駐車場を利用することができる
 午前六時三十分から午後十一時まで

十三 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 一か所 隔地

十四 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一か所 隔地
十五 変更日	平成三十年二月十四日ほか
十六 届出日	平成二十九年十二月十三日
十七 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十八 縦覧期間	平成三十年一月十日から同年五月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十九 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001